

保護者 様

足利市立山辺中学校長

## 出席停止に関わる書類の提出について

日頃より、学校保健に対して深いご理解とご支援をいただきまして心よりお礼申し上げます。

学校は、集団で生活する場ですので、感染症の流行を未然に防ぐことが大切です。そのため、感染症になった場合は、病気が治癒して感染の危険がなくなってから、登校していただくこととなります。感染症になった場合は、必ず医師の指定した出席停止期間を守り、自宅療養をお願いいたします。

また、登校する際は、インフルエンザ以外の感染症の場合は、医療機関で裏面の証明書を記入していただき、登校の際、学校へ提出してください。証明書の文書料につきましては、500円程度となっておりますが、例外の病院もありますので、病院で必ずご確認ください。よろしくお申し上げます。

インフルエンザについては、保護者が「インフルエンザによる出席停止期間証明書」を記入し、学校に提出してください。

### 主な感染症における登校基準（参考）

学校保健安全施行規則より

病名	登校基準（目安）
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が全て消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
百日咳	特有に咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱をした後2日を経過するまで（発症した日の翌日を1日目とする）
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身症状がよい者
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身症状良好になるまで
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身症状がよい者